

東松島市定住化促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

東松島市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号 ( )

東松島市定住化促進事業費補助金の交付を受けたいので、東松島市定住化促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額	円	転入の種類	<input type="checkbox"/> 新規
補助金対象額	円		<input type="checkbox"/> Uターン( <input type="checkbox"/> 居住 <input type="checkbox"/> 勤務)
住宅(住宅取得地)			
住宅の概要	取得予定年月日	年 月 日	
	取得価格		円
	延べ床面積		m <sup>2</sup>
	構造		造
購入業者名等	所在地		
	氏名		
	電話番号		
入居予定年月日	年 月 日		

添付書類

- (1) 申請者及び申請者の属する世帯全ての世帯員が記載されている住民票の写し(複写可)
- (2) 住宅の位置図、平面図及び立面図
- (3) 住宅取得に関する契約書(売買契約書、工事請負契約書等)の写し
- (4) 直近年度の市区町村民税に係る納税証明書(複写可)
- (5) 申請者の振込先の資料(通帳、キャッシュカード等)の写し
- (6) Uターン者等である旨を証する書類(該当する場合のみ、戸籍の附票、雇用証明書等、複写可。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

同意事項

- (1) 補助金の受取等に関して、申請資格(住民登録情報、り災状況、被災者支援措置の受給状況等)について公簿等で確認することに同意します。
- (2) 公簿等で確認ができない場合は、関係書類の提出を行います。
- (3) 住宅への入居が可能となりましたら、速やかに転入届を提出して入居します。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けたときは、既に支給を受けた補助金を返還します。また、補助金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供しません。
- (5) 上記のほか、東松島市定住化促進事業費補助金交付要綱の規定を遵守します。